

# 令和元年度個人市県民税における主な改正点

## ①配偶者控除

令和元年度以後の控除額は、控除を受ける納税者本人のその年における合計所得金額、及び控除対象配偶者の年齢により次の表のとおりになります。

	本人の合計所得金額が 900万円以下の場合	本人の合計所得金額が 900万円超950万円以下の場合	本人の合計所得金額が 950万円超1,000万円以下の場合
一般控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円
老人控除配偶者(注)	38万円	26万円	13万円

(注)年齢が70歳以上の配偶者(令和元年度の場合、昭和24年1月1日以前に生まれた方)

※本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除の適用は受けられません。

## ②配偶者特別控除

令和元年度以後の控除額は、控除を受ける納税者本人のその年における合計所得金額、及び配偶者の合計所得金額に応じて次の表のとおりになります。

	本人の合計所得金額が 900万円以下の場合	本人の合計所得金額が 900万円超950万円以下の場合	本人の合計所得金額が 950万円超1,000万円以下の場合
配偶者の合計所得金額	控除額	控除額	控除額
38万円超90万円以下	33万円	22万円	11万円
90万円超95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円
123万円超	—	—	—

※本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者特別控除の適用は受けられません。

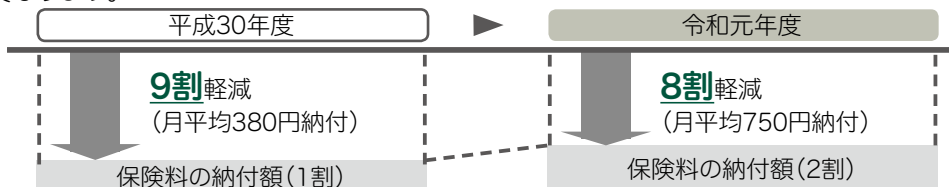
問合せ 税務課 ☎444・0509

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## 保険料軽減特例の見直しについて

後期高齢者医療保険料の均等割について、これまで9割軽減となっていた方は、世代間の公平の観点から、令和元年度から8割軽減に変わります。所得の低い年金受給者の方(9割軽減となっていた方)へは、年金生活者支援給付金の制度がはじまります(課税者が同居している場合は対象となりません)。また、年金生活者支援給付金の支給額は納付実績等に応じて異なります。

(例)年金収入80万円以下の方



## 保険料軽減対象の拡大について

令和元年度から国の基準に合わせて、被保険者均等割額の軽減のうち5割軽減、2割軽減の対象を拡大しました。

5割軽減の拡大	拡大前 33万円+(27.5万円×世帯の被保険者数)以下の世帯 拡大後 33万円+(28万円×世帯の被保険者数)以下の世帯
2割軽減の拡大	拡大前 33万円+(50万円×世帯の被保険者数)以下の世帯 拡大後 33万円+(51万円×世帯の被保険者数)以下の世帯

## 被用者保険の被扶養者であった方の軽減割合の変更について

これまで職場の健康保険などの被扶養者で自分の保険料を納めていなかった方も、後期高齢者医療制度では被保険者となり、新たに保険料を負担していただくこととなりますが、保険料が急に増えることのないよう、加入から2年を経過する月まで被保険者均等割額を5割軽減します(平成29年4月30日以前に加入された方については、この軽減制度の対象となりません)。なお、所得割額は当面の間かかりません。

問合せ 愛知県後期高齢者医療広域連合 管理課 ☎955・1223  
保険医療課 ☎444・3168